

# 資料編

# 資一1 計画の策定経過

		策定委員会・専門部会	市民意向把握	
令和3年度	4月			
	5月		(農業) ●農業従事者に対するアンケートの実施 (5/14～6/4) (林業) ●林業従事者に対するアンケートの実施 (5/25～6/4) ●しいたけ・たけのこの生産者に対するアンケートの実施 (5/25～6/4) (水産業) ●漁業従事者に対するアンケートの実施 (5/10～6/18) ●鮮魚店に対するアンケートの実施 (5/27～6/15)	
	6月		●宇部産農林水産物の消費に関するアンケートの実施 (6/1～6/13) ●飲食店事業者に対するアンケートの実施 (6/20～7/10)	
	7月		●関連事業者等へのヒアリングの実施 (7/21～8/10)	
	8月	■第1回策定委員会 (8/24)		
	9月			
	10月	■第1回 水産業専門部会 (10/2) ■第2回 水産業専門部会 (10/30)	■第1回 農林業専門部会 (10/4) ■第2回 農林業専門部会 (10/28)	
	11月	■第2回策定委員会 (11/22)		
	12月			
	1月	■第3回水産業専門部会 (1/27)		
	2月			●本計画素案を公表、パブリックコメントの実施 (2/1～2/22)
	3月	■第3回策定委員会(3/14)		
			答 申	

## 資-2 アンケートの実施概要

農業、林業、水産業に関連する事業者や市民に対して、幅広く意向を把握するため、アンケート調査を実施しました。実施概要については、以下のとおりです。

カテゴリー	アンケート名	実施	対象	回収数／配布数	回収率
農業関連	農業従事者に対するアンケート調査	5/14～ 6/4	農業従事者	156 通／394 通	39.6%
林業関連	林業従事者に対するアンケートの実施	5/25～ 6/4	林業従事者	8 通／8 通	100%
	しいたけ・たけのこの生産者に対するアンケート調査	5/25～ 6/4	しいたけ生産者	5 通／8 通	62.5%
			たけのこ生産者	6 通／8 通	75.0%
水産業関連	漁業従事者に対するアンケート調査	5/10～ 6/18	漁業従事者	140 通／241 通	58.1%
	鮮魚店に対するアンケート調査	5/27～ 6/15	鮮魚店	26 通／53 通	49.0%
共通	宇部産農林水産物の消費に関するアンケート調査	6/1～ 6/13	市民モニター	339 通／744 通	45.6%
	飲食店事業者に対するアンケート調査	6/20～ 7/10	飲食店事業者	45 通／45 通	100%

# 資一3 宇部市農林水産業振興計画策定委員会 策定委員会、専門部会構成

◎:委員長 ○:副委員長 ◇:専門部会長 □:担当(敬称略)

区分	団体等	氏名	農林業 専門部会	水産業 専門部会
学識経験者	山口大学大学院創成科学研究科	岩谷 潔 ◎	◇	
	国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産大学校	甫喜本 憲 ○		◇
関係団体	山口県農業協同組合宇部統括本部 宇部東部営農センター	前山 彰典	□	
	山口県農業協同組合宇部統括本部 宇部西部営農センター	中谷 達郎	□	
	カルスト森林組合	竹田 匡克	□	
	山口県漁業協同組合青壮年部連合会	村上 幹男		□
	株式会社丸久	松永 剛	□	
	宇部大同青果株式会社	大島 三晴	□	
	宇部魚市場株式会社	寺戸 康登		□
	山口県飲食業生活衛生同業組合宇部支部	中村 信治		□
	宇部鮮魚組合	繁光 裕二		□
	一般社団法人宇部観光コンベンション協会	阿部 正和		□
生産者	農事組合法人ファーム 17	野村 文雄	□	
	農事組合法人ふるさと吉見	河村 守浩	□	
	社会福祉法人扶老会	三藤 賢次	□	
	スマート農業実践者	三浦 健一郎	□	
	新規就農者	縄田 加奈江	□	
	たけのこ生産者	重枝 新治	□	
	山口県漁業協同組合東岐波支店	高井 宜孝		□
	山口県漁業協同組合宇部岬支店	国田 航平		□
	新宇部漁業協同組合	奥野 裕二		□
オブザーバー	山口県美祢農林水産事務所企画振興室長	岡藤 由美子	□	
	山口県美祢農林水産事務所農業部 産地振興課長	篠原 裕尚	□	
	山口県美祢農林水産事務所水産部 水産課普及振興班主査	由良野 圭		□

## 資一4 宇部市農林水産業振興計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 宇部市農林水産業振興計画の策定に関し必要な事項を調査審議するため、宇部市農林水産業振興計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (組織)

第2条 委員会は、委員21人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体から推薦を受けた者
- (3) 生産者

### (任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から宇部市農林水産業振興計画を策定する日までとする。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、その会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

### (オブザーバー)

第5条 委員会にオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、委員会の会議に出席し、意見を述べることができる。

### (委員会の会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### (専門部会)

第7条 委員会に専門的な事項を協議検討するため、農林業専門部会及び水産業専門部会(以下「専門部会」という。)を置く。

2 専門部会は、委員長の指名する委員をもって組織する。

3 専門部会に部会長及び副部会長を置き、専門部会に属する委員のうち互選により選出する。

4 専門部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は欠けたときは、副部会長がその職務を代理する。

### (事務局)

第8条 委員会の事務を処理するため、宇部市商工水産部水産振興課に事務局を置く。

2 専門部会の事務を処理するため、農林業専門部会においては宇部市北部・農林振興部農業振興課、水産業専門部会においては宇部市商工水産部水産振興課に事務局を置く。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

### 附 則

この要綱は、令和3年7月30日から施行する。